

三重県剣道連盟旅費規則

〔趣旨〕

第1条 三重県剣道連盟は、三重県剣道連盟会則第5条の事業遂行のための県内外への出張に関して、その旅費についてはこの規則に定めるところにより支給する。

〔旅費の種類〕

第2条 旅費の種類は、交通費、宿泊費及び日当とする。

〔交通費〕

第3条 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。

- 2 鉄道賃、船賃、航空賃とも普通（エコノミー）料金とする。最も低廉な経路かつ方法によることを原則とし、居住地最寄り駅を基準とする。
- 3 自家用車を利用する車賃は、1 kmあたり23円を支給する。同乗者には支給しない。
- 4 片道50 km以上、又は県外に出張する場合で、新幹線及び特急列車を利用する時は、新幹線料金及び特急料金を支給することができる。又、片道50 km以上で、有料道路を利用した時はその料金を支給することができる。
- 5 片道50 km以上で、寝台・フェリー等を使用した時はB寝台料金等を支給することができる。
- 6 車賃の支給額は、県内の場合は出発地基準及び到着地基準を定め、別に定める金額表により支給する。又、県外の場合の到着地基準は、目的地とする。

〔宿泊費〕

第4条 宿泊費は、朝食代を含む実費額を支給する。ただし、常任理事会において認めた場合はこの限りではない。又、昼食代については、1,000円を上限に支給することができる。

- 2 宿泊は、公共交通機関を利用して開会までに到着できない場合及び閉会后帰宅できない場合に支給する。

〔日当〕

第5条 日当は、一日（1回当たり）2,000円とする。

〔特別の事情がある場合の旅費の支給基準の決定〕

第6条 特別の事情により、前3条の規定による旅費の支給が困難なときは、理事長、常任理事及び事務局長の協議により別に旅費の支給基準を定めることができる。

附則

- 1 本規則第4条6項の金額表は、別途定め事務局にて管理し運用する。
- 2 本規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 平成28年4月1日 全面改正
- 4 平成29年6月1日 一部改正
- 5 令和5年9月6日 一部改正